

議案第 127 号

島ヶ原会館条例の一部改正について

島ヶ原会館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内保 博仁

記

島ヶ原会館条例の一部を改正する条例

島ヶ原会館条例（平成 16 年伊賀市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「、図書室」を削り、「その他の施設」を「調理室」に改める。

第 5 条中「午後 5 時」を「午後 10 時」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

島ヶ原会館利用料金

利用時間帯 使用室名	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
	ふれあいホール	700円	900円
研修室 1	300円	400円	400円
研修室 2	400円	500円	500円
和室 1、2、3	100円	100円	100円
会議室	200円	200円	200円
中会議室	400円	500円	500円
調理室	200円	200円	200円

別表備考を次のように改める。

備考

- (1) 冷房又は暖房を使用する場合は、冷暖房利用料金として、利用料金に当該利用料金の2分の1の額を加算する。
- (2) 和室は、1室当たりの料金とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。